



## 【例 2：減額の場合（算定誤り等により、多く入金されていた場合）】

R5.9	R5.10	R5.11（月末まで）	R5.12（10日まで）	R6.1
①9月提供分の利用者 A の給付費 10万円：正	②国保連へ誤って 11万円：誤 で電子請求	11/15 誤った金額 11万円：誤の入金 ----- ③ ②（11万円）に対する過誤申立書を東大阪市へ提出（紙媒体 or 電子申請）※2 ***** R5.11 提供分の事業所の東大阪市利用者全員分の給付費 50万円	④正しい金額 10万円：正 で国保連へ電子請求（⇒+10万円） -11万円の処理がされる ***** 国保連へ電子請求 50万円	1/15 +10万円 -11万 -1万円 ***** R5.11 提供分 50万円 49万円入金

※1 請求がエラーや返戻になっていて支払われない場合には、過誤申立はできません。

③の手順(過誤申立)をすることなく、正しい請求を国保連合会へ送信してください。

※2 過誤申立を受付できるのは、提供年月の翌々月以降です。

※3 この④の手順が漏れると、マイナス金額のみ国保連合会へ送信されることとなります。必ず申立をした月の翌月に再請求を送信するよう、ご注意ください。